

水道管にも冬じたくを

毎年冬期は、水道の凍結、破裂が非常に多く、修繕申込が殺到するため、すぐに修理に応じられない場合があります。

凍らせないように十分注意してください。万一、水道管を凍らせたときは、凍った部分へタオルや布をかぶせ除々にとかし、急に熱湯をかけないでください。

また、破裂し水が吹き出したときは、破裂ヶ所に車のチューブを巻きつけるなど、応急処置をしてから市指定工事店または、水道課へ修理を申込んでください。

メーターボックスの中も保温を水道メーターは貸与してあるものです。凍結破損しますと、弁償していただくこととなりますので、ボックスの中にワラやスチロール等を入れて保温に注意してください。ボロ布や綿では、水が浸透して凍結することとなりますので絶対に使用しないでください。

年末年始の水道修理工事店についておしらせ

12月29日から1月3日まで、市役所が休みになりますので、下表の水道工事店が当番制で市役所に待機しています。故障の場合は、市役所または、当番工事店へ申し込んでください。

当番日割表

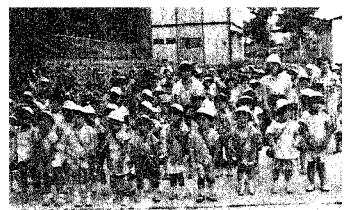
月	日	工事店当番名	電話
12月	28日	小侯 設 備	(3) 1 6 5 7
12月	29日	富 岳 物 産	(3) 4 1 9 5
12月	30日	井上 水道 工事 店	(3) 1 0 4 0
12月	31日	近藤 設 備 工 業	(3) 0 2 5 7
1月	1日	ソウ マ 工 業	(3) 0 0 0 7
1月	2日	朝 田 産 業	(3) 3 2 7 3
1月	3日	椿 設 備	(3) 6 4 6 5
1月	3日	三 和 設 備	(3) 3 4 8 1
1月	3日	都 留 設 備 工 業	(5) 0 0 3 6
1月	3日	星 野 設 備 工 業	(3) 8 5 8 1
1月	3日	志 村 水 道 工 事 店	(3) 3 7 9 8
1月	3日	安 田 水 道 工 事 店	(3) 1 3 9 3
1月	3日	小 侯 水 道 工 事 店	(3) 2 1 4 6
1月	3日	中 野 水 道 工 事 店	(3) 5 2 2 0
1月	3日	重 森 工 業	(3) 5 8 4 6
1月	3日	朝 日 設 備 工 業	(8) 2 0 8 2
1月	3日	三 共 佐 藤 商 店 管 工 事 部	(3) 4 1 7 4
1月	3日	藤 江 設 備 工 業 所	(3) 2 8 5 8
1月	3日	五 文 字 屋 設 備	(3) 2 0 4 3
1月	3日	太 田 水 道 工 事 店	(3) 1 3 6 0
1月	3日	不 二 工 業	(3) 4 4 4 6
1月	3日	清 水 設 備 工 業	(8) 2 5 2 5



「ゴミの不法投棄をなくしよう」
不法投棄のない、住みよききれいな町づくりのため市民ごぞつて努力しておりますが、まだまだ河川へのゴミの投げ捨てがあとをたちません。

このため市では都留警察署とともに取締りを強化することにより、おられますのでご注意ください。

河川にゴミを不法投棄しますと「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金に処せられます。



昭和55年度 保育所入所手続きのご案内

昭和55年度の市内公、私立保育所入所乳幼児の受付を行っております。入所希望乳幼児の保護者は市福祉事務所または、もよりの保育所に申し出てください。

なお、保育所は幼稚園と異なり母親の就労など家庭で保育のできない乳幼児を対象としておりますので、入所基準に達しない家庭の乳幼児は保育所に入所できないこととあります。

- 提出するもの
- 一、保育所入所申請書
福祉事務所またはもよりの保育所にあります。
 - 二、課税証明書
市税務課で所要事項記入提出
 - 三、昭和54年分源泉徴収票
給与所得者についてのみ提出
 - 四、入所申請者の受付締切り
昭和55年1月31日
- 問い合わせ先 福祉事務所
☎ (3) 1 1 1 1

年末・年始休庁について

恒例により、12月29日(土)から来年1月3日(木)までの市役所の一般業務は、とり行いませんのでご了承ください。

なお、出産死亡等緊急用務については、日直者が取り扱いますので、庁舎裏窓口へお申し出ください。

年末・年始のゴミ持出しについて

― 大月都留衛生組合より ―
日頃よりゴミ収集につきまして、は格別のご配慮をいただき誠にありがとうございます。

本年も恒例によりつぎの日程どおり年末・年始のゴミ収集を実施しますので、ご協力くださるようお願いいたします。

- 年末について
- 一、可燃物
月水金収集地区 12月28日まで
火木土収集地区 12月29日まで
 - 二、不燃物
月曜日収集地区 12月24日まで
火曜日収集地区 12月25日まで
水曜日収集地区 12月26日まで
木曜日収集地区 12月27日まで
金曜日収集地区 12月28日まで
- 年始は、来年1月5日より可燃物・不燃物とも平常どおり業務を開始いたしますので、休業中はゴミを出さないでください。
- なお持込みのゴミは、可燃物・不燃物とも12月24日から29日まで、毎日午後1時より3時まで、田野倉焼却場で受付いたします。